



柴田章貴氏

街の不動産トラブルを解決する

54 調停人候補者紹介

ADR（裁判外紛争解決）という概念には、裁判以外の紛争解決手段が広く含まれます。日本不動産仲裁機構に寄せられる様々な相談のうち、制度上の正規の和解手続きに至るもののはじく一部ではありますが、ADR制度を背景にお客様の相談に向き合う調停人の日々の活動はそれ自体が広い意味でのADRと呼ぶことができるでしょう。ここでは、そのような不動産業者（調停人候補者）の方々の声を紹介します。

私が調停人候補者になる前でいた人の退去がありましたが、愛知県である建築30年の1億円のマンションの売買があつた際のこと。そのマンションは立地が良く、長く住んでいる人が多いこともうかる、賃主がすぐに見つかり仲介にて引き渡しをしました。

購入から2年ほどたつたある日、その物件に20年以上住復に300万円ほどかかつてしまつたようです。

当時の入居者は「無い袖は振れない」の一点張りでしたら、ADRを活用するなどして保証人等にその費用を請求

できなかつたかな、と悔やみます。

日本

の裁判の現状は、雷

このよだな事例から感じる

バランスがあつてい

ないの

ことは、不動産関連の問題は

原則当事者双方の無知による

ことが多い、よだな気がしま

す。様々な知識や経験があ

れば、問題にはならないことも

あるのでしようが、実際自分

自身の無知は仕方のないこと

も多いです。裁判をするとな

ると、時間も費用も莫大にか

かるかもしれない、という懸

念もADRという制度の活用

により解決できる問題が多

い、という使

命感を感じ調

停人になりま

す。(宅地建物取引士、投資

不動産取引士)

んでいた人の退去がありまして、退去後の室内の様子がひどいようでした。どうやら管理会社が退去立ち合いをせず、に退去を済ませてしまつたようですが、当時の仲介をした私に故意に矛先を向けたようですが、私は宅建業法に則り引き渡しをしているので問題はな

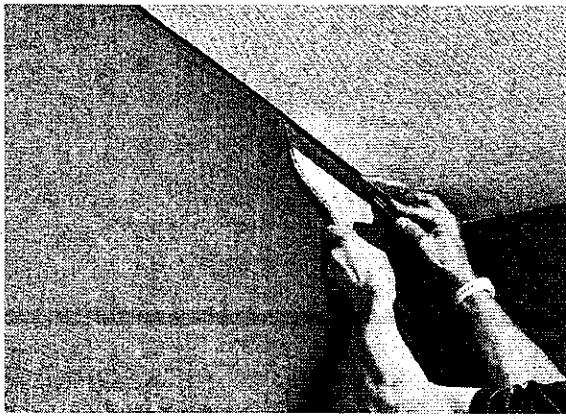
かったと思います。

その後、その居室の原状回復に300万円ほどかかつてしまつたようです。

【調停人候補者】

柴田 章貴氏

あき不動産管理株代表取締役(愛知県春日井市)



賃貸住宅の原状回復でトラブルになることも

した。